

## <観光再開・拡大に向けた文化観光コンテンツの充実事業 Q&A>

### 1. 【コンテンツ造成支援事業】と【企画検討支援事業】とがありますが、どちらに申請すればよいですか？

【コンテンツ造成支援事業】は、令和5年1月までに、専門家による伴走支援を受けながら、実際に販売できるコンテンツを作り上げることを支援する事業で、コンテンツ造成に必要な経費（企画、運営、プロモーション、販売等）を支援します。文化資源の活用について、地域内で連携可能な体制ができていて、企画の方向性が一定程度具体化しているもの等はこちらに申請してください。

【企画検討支援事業】は、コンテンツを作るのではなく、企画段階での検討を専門家派遣により支援します。ポテンシャルのある文化資源や当該文化資源を活用したい意向はあるものの、活用のノウハウやコンセプトメイクに課題がある場合、時間をかけて企画を練り上げる必要がある場合、関係機関との調整に時間を要する場合等は、こちらに申請してください。以下のような事例が想定されます。

- ・これまで活用できていなかった文化資源等があり、今後の活用方策について検討したい。
- ・文化資源等の価値をどのように来訪者に伝えていけばよいか、整理し、発信したい。
- ・文化資源の活用に当たり、マネタイズの検討をしたい。

### 2. コーチングとは何ですか？

コーチングとは、事業内容に応じて課題解決に必要な専門家を派遣し、事業者に伴走し、自走・継続に向けた事業の改善を目指すものです。コンテンツの企画、コンセプトメイク、誘客の仕組みづくり、広告素材の作成、プロモーション等の各分野の専門家が、事業実施体制・計画も含めて、具体的なノウハウを提供します。

過年度事業の成果や採択事業者へのインタビュー、コーチングのイメージ等を事例集として以下に掲載しています。本事業の実施に参考となる内容となっておりますので、申請に当たって参照してください。

URL：[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunkakanko/93694501.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/93694501.html)

### 3. 対象となる文化資源に限定はありますか？

文化資源については、有形の文化的所産としての建造物、絵画、彫刻、工芸品等、無形の文化的所産としての演劇、音楽、工芸技術等のほか、風俗慣習・民俗芸能・民俗技術等や遺跡・名勝地・資料として整理された動植物等が幅広く含まれるものと解釈いただいて構いませんが、当該文化資源の活用により「伝えたい文化的価値」を明確に申請してください。

### 4. 申請時点で、経費計上が適切か否かわかりません。

採択後に、経理処理に関する詳細なマニュアルの配布や説明会を実施した上で、対象外経費が含まれていないか等について精査し、収支予算書を改めて作成いただきます。このタイミングで予算書の変更が可能です。一方、採択（申請）時点においては、事業総額及びそのうち国費による部分の金額の上限を確定しますので、その点にご留意ください。

### 5. 自己負担分を見込んだ経費計上をする際の注意点は何か？

対象経費について、国費による部分に加えて、自己負担による経費を計上することも可能です。その場合も計上できる経費は対象経費のみである点にご留意ください。また、採択時点において、事業総額及びそのうち国費による部分の金額の上限を確定しますので、後から事業総額や国費による部分の金額を増額することはできませんので、ご注意ください。

本事業では、当該採択事業実施期間中に収入が生じる場合は、対象経費から当該収入額を差し引くこととしていますが、自己負担による経費を計上した場合、収入額は自己負担による部分から差し引き、それでも収入額が生じた場合には、国費による部分から差し引くこととします。このため、自己負担分として計上いただいた額については、収入額を事業者において活用いただくことが可能となります。なお、減額変更は可能ですので、収入が生じない場合に、自己負担分の費用を支出しないといったことは可能です。